

年次有給休暇の確実な取得

労働基準法が改正され、2019年4月から全事業場において、**年10日以上**の年次有給休暇が付与される労働者（管理監督者を含む）に対して、年次有給休暇の日数のうち**年5日**については使用者が時季を指定して取得させることが義務付けられました。

※既に、5日以上^の年次有給休暇を請求・取得している労働者に対しては、時季指定の必要はなく、また、することもできません。
「使用者による時期指定」「労働者自らの請求・取得」「計画年休」のいずれかで労働者に年5日以上^の年次有給休暇を取得させれば足りります。

パートやアルバイトでも条件を満たしていれば、年次有給休暇を取得できます。

労働基準法において、労働者は、

1. 雇入れの日から6か月継続して雇われている
2. 全労働日の8割以上を出勤している

この2点を満たしていれば年次有給休暇を取得することができます。

労働日数に応じて付与されます。こちらの表をご確認ください。

①原則となる付与日数

- 使用者は、労働者が雇入れの日から**6か月間継続勤務**し、その6か月間の全労働日の**8割以上**を出勤した場合には、原則として**10日**の年次有給休暇を与えなければなりません。

(※) 対象労働者には**管理監督者**や**有期雇用労働者**も含まれます。

継続勤務年数	6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

②パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者に対する付与日数

- パートタイム労働者など、所定労働日数が少ない労働者については、年次有給休暇の日数は**所定労働日数に応じて比例付与**されます。
- 比例付与の対象となるのは、所定労働時間が**週30時間未満**で、かつ、週所定労働日数が**4日以下**または年間の所定労働日数が**216日以下**の労働者です。

週所定労働日数	1年間の所定労働日数	継続勤務年数						
		6か月	1年 6か月	2年 6か月	3年 6か月	4年 6か月	5年 6か月	6年 6か月以上
4日	169日～ 216日	7日	8日	9日	10日	12日	13日	15日
3日	121日～ 168日	5日	6日	6日	8日	9日	10日	11日
2日	73日～ 120日	3日	4日	4日	5日	6日	6日	7日
1日	48日～ 72日	1日	2日	2日	2日	3日	3日	3日